

平泉世界遺産ガイダンスセンター条例施行規則をここに公布する。

令和3年11月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第69号

平泉世界遺産ガイダンスセンター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、平泉世界遺産ガイダンスセンター条例（令和3年岩手県条例第36号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンター（以下「センター」という。）の休館日は、次のとおりとする。

(1) 毎月末日（12月にあつては、28日）。ただし、その日が日曜日に当たるときはその前々日、土曜日に当たるときはその前日（4月にあつては、その前々日）と、4月30日が月曜日に当たるときは4月27日とする。

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

2 センターの所長（以下「所長」という。）は、必要があると認めるときは、前項の休館日以外の日において臨時に休館し、又は同項の休館日において臨時に開館することができる。

(開館時間)

第3条 センターの開館時間は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間とする。

(1) 4月1日から10月31日までの期間 午前9時から午後5時まで。ただし、入館時間は、午後4時30分まで

(2) 11月1日から翌年3月31日までの期間 午前9時から午後4時30分まで。ただし、入館時間は、午後4時まで

2 所長は、必要があると認めるときは、前項の開館時間及び入館時間を臨時に変更することができる。

(撮影等の許可)

第4条 条例第4条第1項の規定による許可を受けようとする者は、別に定める様式による資料撮影等許可申請書又は別に定める様式による資料貸出許可申請書を所長に提出しなければならない。

2 所長は、条例第4条第1項の規定による許可をしたときは、別に定める様式による資料撮影等許可書又は別に定める様式による資料貸出許可書を交付するものとする。

3 資料の貸出期間は、30日以内とする。ただし、所長が特に必要と認めるときは、その期間を延長することができる。

4 資料の貸出しを受けた者が、当該資料を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、速やかに、別に定める様式による資料汚損（損傷、亡失）報告書を所長に提出し、その指示を受けなければならない。

(物品の販売等の許可)

第5条 条例第4条第2項の規定による許可（以下「許可」という。）を受けようとする者は、別に定める様式によるセンター内行為許可申請書を所長に提出しなければならない。

第6条 次に掲げる事項は、許可の条件とする。

(1) 使用施設内の火気取締り並びに施設及び設備の保安管理に留意すること。

(2) 条例第4条第2項各号に掲げる行為を終了したとき、又は条例第6条第1項の規定に基づき許可を取り消されたときは、所長の指示に従って、速やかに後片付けその他の整理整頓をすること。

(3) めいてい者、火薬、凶器等の危険物を携帯する者等でセンター内の秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められるものを入館させないこと。

(4) その他センターの維持管理のためにする所長の指示に従うこと。

(汚損等の届出)

第7条 施設、設備又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失した者（第4条第4項の規定の適用を受ける者を除く。）は、速やかに所長に届け出てその指示を受けなければならない。

附 則

この規則は、令和3年11月20日から施行する。